

農地法第3条許可申請添付書類一覧

(譲受人が茨木市外在住の個人の場合)

<必要書類>

- (1) 農業経営計画書 (譲受人の押印) ※「現在の耕作状況一覧」添付 (1通)
- (2) 誓約書 (譲受人の押印) (1通)
- (3) 譲受人が2人以上の場合は、理由書 (譲受人の押印) (1通)
(持分移転により共有となる場合を含む。)
- (4) 譲渡人(設定人)の印鑑証明書(3か月以内) (原本1通)
- (5) 耕作証明書(住所地の農業委員会で発行) (原本1通)
- (6) 市街地図(申請地の位置を図示) (1通)
- (7) 譲受人の自宅から申請地までの通作経路図 (1通)
・通作距離、時間等が確認できるもの
- (8) 申請地及び付近の地番を表示する図面(地籍図) (1通)
※法務局の証明がないものには、余白に取得日、取得方法を記入し、
取得者が記名押印すること。
- (9) 申請地の登記事項証明書(全部事項証明書、3か月以内) (原本1通)
 - ①申請地の相続権者が未登記の場合
申請者が真正な権利者であることが確認できる書類
・遺産分割協議なし(戸籍謄本、住民票、相続関係図等) (原本1通)
・遺産分割協議済み(遺産分割協議書類一式(戸籍謄本、
印鑑証明書等)、相続関係図等) (1通)
 - ②土地所有者の現住所と登記事項証明書の所有者の住所が異なる場合
住所のつながりが確認できる書類(戸籍の附票等) (原本1通)
- (10) 譲受人の世帯全員の住民票(3か月以内) (原本1通)
・耕作証明に世帯構成が記載されている場合は不要

★公的機関の発行する証明書等は、発行日から3か月以内のものを添付してください。

★地元実行組合、水利関係者、隣接者との調整を事前に行ってください。

農業は、周辺の自然環境等の影響を受けやすく、ほとんどの地域や集落で一体となって取り組まれています。

このため、周辺の地域における農地等の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生ずるおそれがあると認められる場合には、許可をすることができないものとされています。

- (注1) 許可後は、申請書、農業経営計画書等の計画に基づき、速やかに耕作を開始してください。
- (注2) 許可後、一定期間以上、農業経営をしていない農地の譲渡、転用はできませんのでご注意ください。